



目次

【共通対応機器販売利用規約】.....	1
【Peach Mobile B 規約】.....	1
【Peach Mobile S 規約】.....	3
【Peach Mobile II 規約】.....	5
【PeachCloud 規約】.....	8
【ビューン @ 利用規約】.....	10
【ONLY SERVICE 会員規約】.....	11
【お申し込みによる個人情報の取扱いについて】.....	12

※記載の価格は税抜価格です。

※記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。

※サービス内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合があります。

【共通対応機器販売利用規約】

ブロードネットワーク株式会社（以下、「弊社」といいます）が提供する Peach Mobile B・Peach Mobile S（以下、「本サービス」といいます）へお申込みいただく方で、弊社から本サービスに対応した機器（以下、「端末機器」といいます）を購入される方（以下、「契約者」といいます）は、以下の規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

第1条（端末機器の売買契約の成立）

1. 契約者は端末機器の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って端末機器の購入申込みを行うものとします。
2. 契約者と弊社との間の端末機器に関する売買契約（以下、「売買契約」といいます）は、前項に基づく購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で契約者へ通知することにより行われます。
3. 端末機器について弊社が購入数量等を制限している場合、契約者は、その数量の範囲内で端末機器の購入申込みを行うものとします。

第2条（申込みの拒絶）

1. 契約者は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、端末機器の購入申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申込み情報に虚偽の情報があった場合
 - (2) 弊社サービスおよび売買契約の支払いの滞納等がある場合
 - (3) 日本国外からの申込み又は配送先が日本国外の場合
 - (4) その他弊社が申込みを承諾することにつき不適当と判断した場合
2. 契約者は、弊社による端末機器の購入申込みに関し端末機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申込みの支払いにかかるクレジットカード及び当該クレジットカードカードの発行会社及び金融機関等に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が契約者本人によるものでないと確認したときには、当該注文にかかわる売買契約を取り消すものとします。

第3条（代金及び支払方法）

1. 契約者は、弊社が定める端末機器の販売代金（以下、「端末代金」といいます）を、ご登録の決済方法により割賦払いにて支払うものとします。
2. 契約者は、本サービスを解約した場合で、未払いの端末代金があるときには、弊社が指定する支払方法により、当該未払いの端末代金を割賦払い（お支払残回数以内）または一括払いのいずれかとして支払うものとします。

第4条（配達および所有権の移転）

1. 弊社は、端末機器の購入となった場合について、端末代金の支払方法が確定している場合に限り、弊社指定の配送業者により端末機器の引き渡しを行うものとします。
2. 配送は日本国内に限りです。
3. 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね 14 日以内に、契約者が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。
4. 端末機器の配送に、売買契約締結後、概ね 21 日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。
5. 端末機器の所有権は、契約者が弊社へ端末代金の全額の支払を完了した時点で、契約者へ移転するものとします。なお、契約者は、端末機器の所有権移転前においては、端末機器を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

第5条（初期不良及び返品）

1. 契約者の購入した端末機器において、配送当初から正常に動作しない状態である場合若しくは配送当初から汚れがある場合（以下、「初期不良」と総称します）又は配送に起因して破損が生じた場合若しくはその他弊社の責めに帰すべき事由による商品手配遅い等が生じた場合には、契約者は弊社が端末機器毎に指定する連絡窓口に対し端末機器配達完了後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理について、当該連絡窓口の指示に従うものとします。
2. 契約者は、前項に定める場合以外の端末機器の保証については端末機器毎に定める保証規定に従うものとします。なお端末機器の機器製造事業者の保証規定に基づく当該端末機器の保証について、弊社は一切責任を負いません。
3. 端末機器について、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。
 - (1) 火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合
 - (2) 接続時の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合
 - (3) 取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合
 - (4) 契約者が改造、調整、部品交換等を行った場合
 - (5) その他、端末機器引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合

第6条（期限の利益の喪失）

1. 契約者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 支払期日に端末代金の支払いを遅滞し、弊社から 20 日以上の相当期間を定めてその支払いを普通郵便、内容証明郵便、書留郵便、もしくはファクシミリ、電子メールまたは弊社のホームページ上で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (5) 売買契約が契約者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約を除きます）となる場合で契約者が端末代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。
2. 住所変更の届け出を怠る、または弊社からの請求を受領しないなど契約者の責めに帰すべき事由により、請求が延着もしくは到着しなかったときは、
2. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、弊社の請求により売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき。
 - (2) 契約者の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条（遅延損害金）

1. 契約者が、端末代金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該端末代金に対し、商事法定利率（1 年を 365 日とする日割計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、端末代金の残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条（費用等の負担）

契約者は、端末代金の支払いに要する付帯費用を負担するものとします。

第9条（契約解除）

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、契約者に帰責事由がある場合、弊社は契約者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。
 - (1) 契約者が第 6 条各項各号に違反した場合
 - (2) 弊社に通知した住所に端末機器を配送したにもかかわらず、契約者の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ端末機器の発送のときから一定期間が経過してもなお当該契約者から何らの連絡も無い場合
 2. 前項の解除事由に該当する場合において、契約者に端末機器の引き渡しが完了しているとき、弊社は、当該端末機器の返還を契約者に要求することができるものとします。契約者は、弊社が返還を要求した場合、契約者の費用負担においてかかる端末機器を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。

第10条（免責）

1. 弊社は、端末機器の商品性又は契約者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。
2. 弊社は、契約者による端末機器の使用その他売買契約に関して契約者が生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が契約者による端末機器の使用その他売買契約に関して責任を負う範囲は、弊社の故意又は重過失による場合を除き、いかなる場合においても契約者の購入した端末機器の端末代金相当額をその上限とします。

第11条（住民票取得等の同意）

契約者は、本申込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、弊社が必要と認めた場合には、契約者の住民票等を弊社が取得し利用することに同意するものとします。

第12条（合意管轄裁判所）

契約者は、売買契約について紛争が生じた場合、訴訟の如何にかかわらず、大阪地方裁判所および簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第13条（債権の譲渡）

弊社は、契約者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡及び弊社が契約者の個人情報を譲渡または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

2018 年 1 月 27 日制定

附則：この規約は 2018 年 1 月 27 日から実施

【Peach Mobile B 規約】

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. 弊社は、「基本プラン利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、本規約により基本プラン（以下、「本サービス」といいます）を提供します。
2. 第 4 条（通知）に基づく通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。
3. 弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
4. 本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス（以下、「オプションサービス」といいます）にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。

第2条（規約の変更）

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
会員	弊社と本サービスの利用に関する契約を締結している者
本契約	弊社と会員の間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約
オプション契約	弊社と会員の間で締結される、基本プランのオプションサービスの提供を内容とする契約
端末機器	本サービスを利用するために必要な通信機器
SIM カード	会員識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり、弊社から会員へ貸与するもの
個人情報	個人情報の保護に関する法律第 25 条第 1 項に定める「個人情報」
電話リレーサービス料	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の負担金に充てるために算出された額に基づいて、弊社が定める料金
ユニバーサルサービス料	（事業法に定める基礎的電気通信業務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信業務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、弊社が定める料金
接続事業者	株式会社 NTT ドコモ
提供ソフトウェア	本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、弊社が会員に対してその利用を許諾するソフトウェア（アプリを含みますが、これに限りません。）の総称

第4条（通知）

1. 弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページ上または電子メールによるものとします。
2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を弊社のホームページへの掲載または電子メールの送信方法により行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日に行われたものとします。
3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第2章 契約

第5条（契約の単位）

1. 本サービスは、一つの通信可能な端末機器毎に一つの本契約が成立するものとします。
2. 会員は、本サービスについて、同一名義で最大 2 台までの契約を申し込むことができるものとします。

第6条（申込みの方法）

1. 本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
2. オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

第7条（申込みの承諾）

1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。
2. 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
 - (1) 本サービスの提供をすることが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス（以下、「他サービス」といいます）の料金または工事に關する費用等の支払いを期に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
 - (4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
 - (5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
 - (6) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
 - (7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。
3. オプションサービスの申込みについて、前条第 2 項を準用します。

第8条（契約の成立）

本サービスの申込みに対して、第 7 条（申込みの承諾）で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。

第9条（権利義務譲渡の禁止）

会員は、本契約およびオプション契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第10条（届出事項の変更等）

1. 会員は、弊社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス等）に変更があったときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、弊社は一切責任を負わないときは、弊社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。

第11条（会員の地位の承継）

1. 法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 会員が死亡した場合、本契約およびオプション契約は終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、弊社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等の請求をできるものとします。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第 12 条（会員による解約）に準ずるものとします。
3. 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときは、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
4. 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。
5. 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取扱うことができるものとします。

第12条（会員による解約）

1. 会員は、本契約またはオプション契約の解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知するものとします。
2. 弊社は、当月の 20 日（土日祝日および弊社指定休日の場合は前営業日とします。）までに前項の通知を確認できた場合、当月末日をもって解約手続きを行うものとし、20 日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとします。
3. 会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。

第13条（弊社による解約）

1. 弊社は、会員が第 19 条第 1 項（利用停止）のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約できるものとします。
2. 弊社は、会員が第 19 条 1 項（利用停止）のいずれかに該当する場合において、その行為が弊社の業務の遂行に著しく支障を及ぼす認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。
3. 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプション契約を解約することができるものとします。
4. 弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。
5. 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第14条（最低利用期間）

1. 本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする 3 年契約となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り 3 年単位で自動更新されます。3 年契約満了の翌月が更新月です。
2. 会員は、第 12 条（会員による解約）または第 13 条（弊社による解約）の規定により、前項に定める更新月以外の契約期間中に解約が成立したときは、契約解除料 9,500 円（税抜）を弊社の定める期日までに支払うものとします。

第3章 サービス

第15条（サービス内容）

1. 本サービスは、携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォートであり、理論上の最大速度を実効速度

2. 前項にかかわらず、以下の場合には、弊社は修理を拒むことが出来るものとします。

- (1) 不当な修理、分解または改造（ソフトウェアを含む）が行われた場合
- (2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合
- (3) 会員の不十分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合
- (4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

第7章 SIM カード

第39条 (SIM カード)

1. 弊社は、会員に対して、本サービスの利用に必要な SIM カードを貸し出します。
2. SIM カードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。
3. オプションサービスの利用等会員の都合により、SIM カードを変更する必要がある場合は、会員は変更手数料 3,000 円（税別）を支払うものとします。

第40条 (情報の登録)

- 弊社は、次の場合に、SIM カードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。
- (1) SIM カードを貸与する場合
 - (2) 会員から SIM カードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、弊社がそれを必要と判断した場合
 - (3) その他弊社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

第41条 (情報の消去)

弊社は、本契約が終了したとき、第 39 条 (SIM カード) の規定により SIM カードの変更を行ったとき、本サービスの提供が終了したときまたは弊社が特に必要と判断したときに、SIM カードに登録された情報を消去します。

第42条 (SIM カードの管理責任)

1. 会員は、弊社より貸与を受けた SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員は、SIM カードの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き（警察に対する盗難届の提出等）を行うものとします。
3. 弊社は、第三者が SIM カードを利用した場合であっても、その SIM カードの貸与を受けている会員が利用したものとしてみなして取り扱います。
4. 弊社は、SIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

第43条 (切替)

1. 会員は、弊社が別途定める手続きに従い、本 SIM カードの切替（種別の異なる SIM カードへの切替とします。以下同じとします）の申込みを行うことができるものとします。
2. 本 SIM カードの切替に際して、会員が切替後の本 SIM カードを受領しない場合、弊社は、会員が受領しなかったことを確認した時点をもって、本 SIM カードの切替申込みを取り消すことができるものとします。
3. 会員は、切替後の本 SIM カードの受領日後、弊社が定める期日までに切替前の本 SIM カードを別途弊社が指定する住所宛に自らの費用負担により返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、切替のための費用のほか、別紙料金表（その他の費用）に規定する料金を弊社に支払うものとします。

第44条 (SIM カードの故障等)

会員は、SIM カードが故障・破損等により、通信を利用することができなくなったときは、弊社に対して、SIM カードの修理を請求することができるものとします。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該 SIM カードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第45条 (SIM カードの返却)

1. 会員は、本契約が終了したときまたは第 39 条 (SIM カード) の規定により SIM カードの変更を行ったときは、弊社の選択により、弊社が指定する方法で弊社所定の期日までに SIM カードを返却または廃棄するものとします。
2. 前項において、弊社が SIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに SIM カードの返却がない場合、会員は弊社に対して、SIM カード費用 3,000 円（税別）を支払うものとします。

第8章 雑則

第46条 (ID およびパスワードの管理)

1. 本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。
2. 会員以外の第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金等を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

第47条 (責任の制限)

1. 弊社は、弊社の故意または重大な過失により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中断したときは、当該サービスが全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを弊社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 除いた商（小数点以下の端数を四捨五入するもの）とします。）に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
2. 弊社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

第48条 (免責事項)

1. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したときまたは利用できなかったときもしくは本契約に関連して損害を被った場合（第 13 条（弊社による解約）、第 17 条（提供の中止）、第 19 条（利用停止）、第 20 条（禁止事項）、第 21 条（重要通信の確保）、および第 22 条（通信の制限）による場合を含みます。）において、第 47 条（責任の制限）による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2. 弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消滅、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
3. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性等その他何らの保証もしないものとします。
4. 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

5. 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第49条 (個人情報取得)

弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、弊社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

第50条 (端末設備)

1. 会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器（以下、「端末設備」といいます）を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。
2. 弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要なまたは適している端末設備を指定できるものとします。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。

第51条 (サービスの変更等)

1. 弊社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等ができるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。
2. 弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。

第52条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第53条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。2017 年 12 月 13 日制定
2021 年 7 月 1 日改定

■注意事項

- ・提供エリアについて
本サービスの対応エリアは、LTE エリアに準じます。対応エリアの確認方法は、株式会社 NTT ドコモのホームページからご確認ください。
- ・回線速度
本プランはベストエフォート型のサービスとなりますので、速度は理論上の最大接続速度でありインターネットで利用時の通信速度を保証するものではありません。

・通信の制御について

通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制御することがあります。ワイヤレスデータ通信サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーションなど、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制御することがあります。通信について、その通信時間が一定時間を超えたり、またはその通信容量が一定容量を超えたりするときは、その通信を制御することがあります。

- 公平なサービス提供のため、他のお客様のご利用に影響を与えるような大容量のダウンロードは、一時的に制御させていただく場合があります。
- ・通信の最適化について
データ通信を円滑にするため、以下のファイルを対象に通信の最適化を行う場合があります。
画像ファイル：jpg, gif, png
IP アドレスについて
本プランで割り当てられる IP アドレスは、プライベート IP アドレスになります。グローバル IP アドレスの利用を前提にした通信は、ご利用いただけない場合があります。
- （端末）について
・データ管理について
端末内に保存されたお客様のデータは、バックアップをするなどご自身で管理してください。
また、修理の際には端末内のデータは消去いたします。
- ・故障について

端末の故障の場合は、カスタマーサポート窓口までお問い合わせください。

故障の可能性がある場合は端末を弊社までお送りいただけますが、その際の送料はお客様のご負担となります。また、別途修理費をご負担いただく場合があります。なお、端末の修理・交換対応には通常 1 ～ 2 週間程度かかりますが、代替機のご用意はございません。修理・交換対応中、ご利用いただけない場合であっても原則として、ご利用料金が通常通りかります。

・紛失について

- ・紛失について
端末を紛失した場合は、サポート窓口までお問い合わせください。
利用停止の手続きをいたします。
- ・アプリケーションのご利用について
インターネット上からインストールされたアプリケーションによっては、動作が不安定になる可能性があります。お客様ご自身でインストールされるアプリケーションおよびそれに起因するすべての不具合については、保証の対象外となります。
- ・取り扱いについて
端末のご利用にあたっては、以下の点にご注意ください。高温になる場所での使用・放置は機器の変形、故障や電池パックの漏れ・発熱・発火・破裂の原因となります。また、ケースの一部が熱くなりやけどの原因となることがあります。水中に浸めたり、大量の水をかける等端末を濡らすと、発熱・感電・火災・けが・故障などの原因となります。充電端子を金属製のスロットやヘアピンなどに接触させると、発熱・発火の原因となります。

加熱すると、電池パックの漏れ・発熱・破裂・発火、端末や充電器の発熱・発煙・発火・故障の原因となります。分解・改造などをすると、火災・けが・感電などの事故または故障の原因となります。電池パックは、異臭・発熱・変色・変形などに気付いたら、やけどやけがに注意して電池/パックを取り外し、火気から遠ざけてください。異常があるままご利用されますと、漏れ・発熱・破裂・発火などの原因になります。

■原因について

- ・解約手続きについて
本サービスの解約手続きをされる場合は、サポートまでご連絡ください。
ご解約時には、SIM カードのご返却が必要となります。ご返却がない場合には、3,000 円（税別）の再発行手数料が発生します。毎月 20 日までにお手続きいただきますと、当月のご解約となります。ご解約月の料金について、日割計算を行います。

【Peach Mobile S 規約】

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 弊社は、「基本プラン利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、本規約により基本プラン（以下、「本サービス」といいます）を提供します。
2. 第 4 条（通知）に基づく通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。
3. 弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
4. 本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス（以下、「オプションサービス」といいます）にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。

第2条 (規約の変更)

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
電気通信設備	電気通信を行うためのソフトバンク株式会社（以下、「SB」といいます）の機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
データ通信	電気通信回線を通じてバット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
本サービス	データ通信網を使用して弊社が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。）
利用契約	この規約に基づき弊社から会員が本サービスの提供を受けるための契約
本契約	弊社との間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約
会員	弊社と利用契約を締結した者
協定事業者	弊社と相互接続協定（弊社が弊社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をしていない者。以下同じとします。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
接続事業者	ソフトバンク株式会社
移動無線装置	本サービスに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、電気通信設備の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの
USIM カード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、本サービスの提供のために、弊社が契約者に貸与するもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年 1 月 26 日総務省令第 15 号）第 3 条で定める種類の端末設備の機器
契約者回線	本サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
オプションサービス	弊社との間で締結される、基本プランのオプションサービスの提供を内容とする契約
契約者回線等	契約者回線にデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって弊社が必要により設置する電気通信設備
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信設備の提供の確保のための負担金に充てる為に、基礎的電気通信設備に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、弊社が定める料金
電話リレーサービス料	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和 2 年法律第 53 号）に定める電話リレーサービスの提供の負担金に充てるために算出された額に基づいて、弊社が定める料金
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条 (通知)

1. 弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページ上または電子メールによるものとします。
2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を弊社ホームページへの掲載または電子メールの送信方法により行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日に行われたものとします。
3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第2章 契約

第5条 (契約の単位)

1. 本サービスは、一つの通信可能な端末機器毎に一つの契約が成立するものとします。
2. 会員は、本サービスについて、同一名義で最大 2 台までの契約を申し込むことができるものとします。

第6条 (申込みの方法)

1. 本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
2. オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

第7条 (申込みの承諾)

1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。
2. 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了するものとします。
 - (1) 本サービスの提供をする者が弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス（以下、「他サービス」といいます）の料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。

- (4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
(5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
(6) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
(7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。
3. オプションサービスの申込みについて、前条第 2 項を準用します。

第 8 条 (契約の成立)

本サービスの申込みに対して、第 7 条 (申込みの承諾) で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するものとし
ます。

第 9 条 (権利義務譲渡の禁止)

会員は、本契約およびオプションサービス契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義
務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第 10 条 (届出事項の変更等)

1. 会員は、弊社への届出事項 (氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス等) に変更があったときは、
速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、弊
社は一切責任を負わないものとし、弊社からの通知は通常到達すべきものとみなすものとします。

第 11 条 (会員の地位の承継)

1. 法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後継続する法人
または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものと
します。

2. 会員が死亡した場合、本契約およびオプションサービスは終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択する
ことができるものとします。ただし、弊社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等の請求
を行うことができます。なお、相続人等が行う契約終了の通知行為は、第 12 条 (会員による解約) に準ずるものとしま
す。

3. 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、
速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
4. 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものと
します。また、これを変更したときも同様とします。

5. 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取扱うことができるも
のとなります。

第 12 条 (会員による解約)

1. 会員は、本契約またはオプションサービスの解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知する
ものとします。
2. 弊社は、当月の 20 日 (土日祝日および弊社指定休日の場合は前営業日とします。) までに前項の通知を確認できた場合、
当月末日をもって解約手続きを行うものとし、20 日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌
月の末日に解約手続きを行うものとします。
3. 会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づ
いて支払うものとします。

第 13 条 (弊社による解約)

1. 弊社は、会員が第 19 条第 1 項 (利用停止) のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすること
なく、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約できるものとします。
2. 弊社は、会員が第 19 条第 1 項 (利用停止) のいずれかに該当する場合においても、その行為が弊社の業務の遂行に著しく
支障を及ぼすと思われるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約す
ることができるものとします。
3. 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った
時は、本契約およびオプションサービスを解約することができるものとします。
4. 弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断し
た場合、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
5. 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失
し、ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第 14 条 (最低利用期間)

1. 本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする 3 年契約となります。自動更新後は解除のお申し出があ
い限り 3 年単位で自動更新されます。3 年契約満了の翌月が更新月です。
2. 会員は、第 12 条 (会員による解約) または第 13 条 (弊社による解約) の規定により、前項に定める更新月以外の契
約期間中に解約が成立したときは、別途料金表の契約解除条に記載の料金を弊社に定める期日までに支払うものとしま
す。

第 3 章 サービス

第 15 条 (サービス内容)

1. 本サービスは携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに
接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォート (規格上の最大速度) であり、理論上の
最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化することがありま
す。

2. 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。
3. 弊社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、
その他の事項については別途定めるものとします。
4. 会員は本サービス提供後、プラン変更できないものとします。
5. 本契約について解約または会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに
伴って解約されたまたは会員の地位が承継されるものとします。
6. 弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上
のやむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるとします。
7. 弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェ
アに関する知的財産権を移転することはありません。
8. 弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的に黙示的に、
その正確性、商品性、目的適合性 (高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限りません) を保証しません。

第 16 条 (サービス提供エリア)

本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。インターネット接続サービスの提供により生じ
た損害については、一切の責任を負わないものとします。

第 17 条 (提供の中止)

弊社は、次の場合には緊急時ややむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオプシ
ョンサービスまたはその両方の提供を中止するものとあります。

- (1) 弊社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。
(2) 弊社設備の障害または故障等の理由によりやむをえないとき。
(3) 接続事業者設備の保守、障害または工事等の理由によりやむをえないとき。
(4) 接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

第 18 条 (会員からの請求によるサービスの一時中断)

1. 弊社は、会員が弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断 (その会員識別番号を他
に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします) を行います。
2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所
定の方法により行うものとします。

3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に
完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否かにか
わらず、会員の負担とします。

4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金 (月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレー
サービス料) および (有料サービス) 等の月額料は発生します。

第 19 条 (利用停止)

1. 弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしく
はオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。

- (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき (弊社が定める方法による支払
いのないとき、および、支払期日経過後に支払われず弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます)。
(2) 虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。
第 10 条 (届出事項の変更等) の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所にい
ないことが明らかなる場合であって、弊社がその事実を確認したとき。
(4) 第 20 条 (禁止事項) の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。
(5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
(6) 破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあったとき。
(7) クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、また
はそのおそれがあると考えられる相当の理由があるとき。

2. 弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員 (住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の
会員と弊社が判断した会員を含みます) が、そのいずれかの契約において、前項第 1 号から第 7 号に該当したときは、
そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。
3. 会員は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当
該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。
4. 弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定される Web サイトまたは
コンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。

第 20 条 (禁止事項)

1. 会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為 (そのおそれのある行為を含みます。) を行
わないものとします。
(1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為
(2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
(4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
(5) わいせつ、児童ポルノ、児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う

- 行為
(7) 資金を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
(8) 無限連鎖講 (ネスミ講) を開設し、又はこれを勧誘する行為
(9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
(10) 自己の ID 情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
(11) 他人に及ぼすまして本サービスを使用する行為 (他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメ
ールヘッダ部分に偽工を施す行為を含みます。)
(12) コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置す
る行為
(13) 他人の管理する掲示板等 (ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます) において、その管理者の
意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
(14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
(15) 受信者の同意を得ることなく、受信者の嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等 (嫌がらせメール) を送信
する行為

- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

- (17) 違法行為 (けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等) を誘い、仲
介しまたは誘引 (他人に依頼することを含む) する行為
(18) 人の投資現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感
を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

- (19) 人を自願に誘引または勧誘する行為または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
(20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮蔑したり、プライバシー
を侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載させざることを助長する行為

- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると判断した行為
(22) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
(23) 他人が管理するサーバー等) 著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
(24) その行為が前各号のいずれかに該当するものを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを有する行為
(25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
(26) 前各号に該当するおそれがあるかと判断する行為

2. 会員は、前項の規定またはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、弊社の業務に支障を与え
または与えるおそれがあるとき (電気通信設備を亡失またはき損したときを含みます。) は、弊社が指定する期日までに、
弊社がその対応に要した費用を支払うものとします。

3. 会員が第 1 項各号のいずれかまたはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に該当していると弊社が判断
した場合、弊社は通知その他の手続きをすることなく、次の措置を行うことができるものとします。

- (1) 会員に対し、当該行為のため、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要とし、またはパスワ
ードをロックして端末の機能を停止すること。
(2) 本サービスおよびオプションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が閲覧できない状態に置く、
または削除すること。
(3) その他禁止行為を防止するために必要な措置を行うこと。
4. 弊社は前項の義務を負うものではなく、弊社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に
関して、一切の責任を負わないものとします。

第 4 章 通信

第 21 条 (通信の利用)

1. 弊社は、通信を利用できる区域について、弊社の指定するホームページに掲載するものとします。ただし、その区域
内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うこと
ができない場合があります。

2. 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。
この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができない場合があります。

3. 本サービスに係る通信は、弊社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、弊社は伝送速度を保証するもの
ではありません。

4. 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5. 電波状況等は、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合におい
て、弊社は、一切の責任を負わないものとします。

6. 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第 8 条並びに関係法令に基
づき、災害の予防・救済・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益
のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制
限または中止することができるものとします。

7. 動画再生ファイル交換 (PP) アプリケーション等により、一定期間 (日時や月間) において、一定量以上の連続、大量
の通信を利用した会員については帯域制限を実施することがあります。通信量が他の会員の平均通信量を著しく超える
時は、通信速度が一時的に遅くなる場合があります。

8. 弊社より提供する USIM カードを本サービス提供端末以外 (他端末・USIM ロックフリー端末含む) に挿入して利用し
た場合、APN 設定が異なる為定額対象外となり、パケット通信が高額となることがあります。

9. 海外でモバイルデータ通信接続を行う事はできません。

第 22 条 (通信利用の制限等)

1. 本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用すること
ができます。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝
わりにくい場所や電波が発生する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。

2. 弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことが
あります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができない場合があります。

3. 弊社は、通信が著しくふそうし、通信の全部を接続することができないとなったときは、天災、事変その他の非常事
態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩
序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項と内容とする通信を優先的に取
り扱うため、次の措置を執るものとあります。

- (1) 次に掲げる機能が使用している契約者回線 (弊社がそれらの機関との協議により定めたとに限りします。) 以外のもの
による通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

【機関名】

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給に直接関係がある機関

水道の供給に直接関係がある機関

ガスの供給に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記 14 の基準に該当する新聞社等の機関

預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

4. 前条の規定による場合のほか、弊社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
(2) 弊社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷
を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。
(3) 電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信が発生させる等、その契約者回線を用いて
行われた通信が弊社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させる等弊社が認めた場合に、その契約者回線
に係る通信の帯域を制限することがあります。
(4) 弊社は、1 つの通信について、その通信時間が一定時間を超えると、またはその通信容量が一定容量を超えると
きは、事前に通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。
(5) 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリ
ケーション等、帯域を継続的に大量に占有する通信手段を用いて行われたデータ通信について、速度や通信量を制限する
ことがあります。
5. 前 2 条の規定によるほか、弊社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得された
と判断し又は弊社若しくは提携事業者に対する代金債務 (立替払等) に係る債務を含みます。) の履行が為されていない
と判断して、契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。
6. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童
ポルノアドレスリスト (同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき弊社が提供を受けたインターネッ
ト上の接続先情報です。) において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。
7. 弊社は、弊社所定の通信手段を用いて行われた通信について当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。
8. 弊社は、よりよいネットワーク品質を提供するために通信ごとにトラフィック情報の収集、分析、善後を行い、弊社
が別に定める通信接続について制限を行うことがあります。

※別記 14 の基準に該当する新聞社等の機関

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的と し、あまねく発売すること。 イ 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。

(2) 放送事業者等	放送法(昭和 25 年法律第 132 号) 第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法 (昭和 47 年法律第 114 号) 第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1) 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報 (広告を除きます。) をいいます。) を供給することを主な目的とする通信社

第 5 章 料金

第 23 条 (料金)

1. 弊社が提供する本サービスの料金は、月額料 (通信料)、契約解除料、手続に関する料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料、別途弊社が定める料金表 (ONLYSERVICE 入会申込み (確認) 書およびマイページ※ 1) に定めるところによるものとし、会員はこれらの料金について支払う義務を負うものとし、ご利用料金についてのお支払いは会員が指定した (使用可能プランに限定 ※海外発行カード・デビットカード・V プリカ等を取り扱い不可) クレジットカードでのお支払いとなり、クレジットカード会社指定日に振り替えられます。クレジットカードはご本人様名義に限ります。※ 1Peach Mobile のマイページでは、各種サービスの利用に必要な情報をインターネットで確認することができ、会員専用のページです。URL : https://onlymobile.jp/my?tag=peach_mobile

2. 本サービスでは途中で開通・退会の場合でも、月額通信料金の減額、日割計算は致しません。

3. 弊社が貸与した本 USIM カードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本 USIM カードを弊社に返却しない場合の USIM カード損害金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、会員は USIM カード損害金について支払う義務を負うものとし、

第 24 条 (月額料等の支払義務)

1. 本サービスの会員は、その契約に基づいて弊社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、料金表 (月額料 (通信料、機器割賦代金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料)) に規定する料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料 (以下「月額料等」といいます) の支払いは次のとおりとします。

(1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払いを要します。

(2) 会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料等の支払いを要します。

事由	支払いを要しない料金
会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます) が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 25 条 (債権の譲渡)

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 26 条 (契約解除料)

1. 弊社は、本サービスについて、第 14 条 (最低利用期間) の規定により、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から弊社が定める期間とします。

2. 会員が、契約期間満了月の翌月 (以下「更新月」といいます) 以外の暦月に解約する場合、契約解除料として、弊社が定める解約金が発生するものとし、別紙料金表 (契約解除料) に規定する料金の支払いを要します。

3. 会員が契約更新月に本サービスを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同期間の新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。

第 17 条 (提供の中止) に基づく本サービスの提供の中止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

第 18 条 (会員からの請求に対するサービスの一時中断) に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

第 19 条 (利用停止) に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

第 27 条 (手続に関する料金の支払義務)

会員は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

第 28 条 (料金の計算)

料金の計算方法及び料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第 29 条 (割増金)

会員は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額 (料金の率の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあつては、その免れた額の 2 倍に相当する額) を割増金として支払っていただきます。

第 30 条 (延滞利息)

会員は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14. 5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第 6 章 端末機器

第 31 条 (端末機器)

1. 本サービスの利用には、端末機器が必要となります。会員は本サービスの利用にあたり、弊社が指定する端末機器を購入または、会員自らが端末機器を用意する必要があります。

第 32 条 (端末機器の提供地域)

弊社は、日本国内においてのみ端末機器を提供するものであり、日本国外では提供しないものとします。

第 33 条 (端末機器の売買契約)

1. 端末機器の購入申込みにあつては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

2. 会員と弊社との間の端末機器に関する売買契約 (以下、「売買契約」といいます) は、前項に定める購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することにより行われます。

3. 端末機器の所有権は、会員が弊社へ商品代金の全額の支払いを完了した時点で、会員へ移転するものとします。なお、会員は、端末機器の所有権移転前においては、端末機器を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

第 34 条 (端末機器の引き渡し)

1. 弊社は、店舗または配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。

2. 店舗での引き渡しまたは配送の完了をもって、弊社の売主としての引き渡し債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します。

3. 会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。弊社は、会員が変更等端末機器に変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなかったとしても、一切の責任を負いません。

第 35 条 (端末機器の配送)

1. 弊社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、弊社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払方法が確定している必要があります。

2. 配送は日本国内に限ります。

3. 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね 14 日以内に、会員が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。

4. 端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね 14 日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

第 36 条 (端末機器の返品等)

1. 弊社は、端末機器の返品を承りません。

2. 端末機器の交換は、弊社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途認める場合に限り行うことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して 14 日以内に、当該端末機器を交換する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならぬものとします。

3. 前項に基づく、端末機器の交換は、弊社が別途定める方法により行うものとします。

4. 本条第 2 項に基づく端末機器の交換に要する送料は、会員が負担するものとします。

5. 本条第 2 項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとします。

第 37 条 (売買契約の解除)

弊社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。

(1) 会員が本規約に違反した場合

(2) 端末機器代金について、会員が、弊社が定める支払期日を過ぎてもなお支払いを行わない場合

(3) 弊社が、会員が弊社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から 7 日経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合

第 38 条 (故障等)

1. 会員は、端末機器が故障・破損等により、利用することができなくなったときは、弊社に対して、端末機器の修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、修理を請求した会員はこれを支払うものとし、

ただし、当該端末機器の故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

2. 前項にかかわらず、以下の場合には、弊社は修理を拒むことが出来るものとします。

(1) 不当な修理、分解または改造 (ソフトウェアを含む) が行われた場合

(2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合

(3) 会員の不十分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合

(4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

第 7 章 USIM カード

第 39 条 (USIM カード)

1. 弊社は、会員に対して、本サービスの利用に必要な USIM カードを貸し出します。

2. USIM カードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。

3. オプションサービスの利用等会員の都合により、USIM カードを変更する必要がある場合は、会員は変更手数料 3,000 円 (税別) を支払うものとします。

第 40 条 (情報の登録)

弊社は、次の場合に、USIM カードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。

(1) USIM カードを貸与する場合

(2) 会員から USIM カードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、弊社がそれを必要と判断した場合

(3) その他弊社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

第 41 条 (情報の消去)

弊社は、本契約が終了したとき、第 39 条 (USIM カード) の規定により USIM カードの変更を行ったとき、本サービスの提供が終了したときまたは弊社が特に必要と判断したときに、USIM カードに登録された情報を消去します。

第 42 条 (USIM カードの管理責任)

1. 会員は、弊社より貸与を受けた USIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 会員は、USIM カードの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き (警察に対する盗難届の提出等) を行うものとします。

3. 弊社は、第三者が USIM カードを利用した場合であっても、その USIM カードの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。

4. 弊社は、USIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

第 43 条 (USIM カードの故障等)

会員は、USIM カードが故障・破損等により、通信を利用することができなくなったときは、弊社に対して、USIM カードの修理を請求することができるものとします。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとし、

ただし、当該 USIM カードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第 44 条 (USIM カードの返却)

1. 会員は、本契約が終了したときまたは第 39 条 (USIM カード) の規定により USIM カードの変更を行ったときは、弊社の選択により、弊社が指定する方法で弊社所定の期日までに USIM カードを返却または廃棄するものとします。

2. 前項において、弊社が USIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに USIM カードの返却がない場合、会員は弊社に対して、USIM カード費用 3,000 円 (税別) を支払うものとします。

第 8 章 モバイル Wi-Fi ルーター

第 45 条 (モバイル Wi-Fi ルーター)

1. モバイル Wi-Fi ルーターの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。

2. 弊社は、会員が本サービスで提供する USIM カード以外の SIM カード等、モバイル Wi-Fi ルーターに差し替えて利用した際に発生した事故・不具合等については何ら責任を負わないものとします。

第 46 条 (モバイル Wi-Fi ルーターの管理責任)

1. 会員は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き (警察に対する盗難届の提出等) を行うものとします。

2. 弊社は、第三者がモバイル Wi-Fi ルーターを利用した場合であっても、そのモバイル Wi-Fi ルーターの貸与を受けている会員が利用したものとしてみなして取り扱います。

3. 弊社は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

第 47 条 (モバイル Wi-Fi ルーターの故障等)

会員は、オプションサービスの Wi-Fi 安心サービスに加入している場合、モバイル Wi-Fi ルーターが故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、モバイル Wi-Fi ルーターの修理を請求することができるものとします。費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。安心サービスにご加入いただけておらず、端末の紛失・故障等により端末が使用できない際に、その後も継続して通信サービスを利用する場合には、契約時の代金で端末の再購入が必要となります。ただし、当該モバイル Wi-Fi ルーターの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第 9 章 雑則

第 48 条 (ID およびパスワードの管理)

1. 本サービスの利用にあたり、弊社はまたは接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。

2. 会員より第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金等を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

第 49 条 (責任の制限)

1. 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。) にあることを弊社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商 (小数点以下の端数を四捨五入するものとします。) に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

2. 弊社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

3. 弊社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

第 50 条 (免責事項)

1. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したときまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合 (第 13 条 (弊社による解約)、第 17 条 (提供の中止)、第 19 条 (利用停止)、第 20 条 (禁止事項)、第 21 条 (通信の条件)、および第 22 条 (通信利用の制限等) による場合を含みます。) において、第 49 条 (責任の制限) による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

2. 弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。

3. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。

4. 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものと、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

5. 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 51 条 (個人情報の取扱い)

弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報、弊社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

第 52 条 (端末設備)

1. 会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器 (以下、「端末設備」といいます) を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。

2. 弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要または適している端末設備を指定できるものとします。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。

第 53 条 (サービスの変更等)

1. 弊社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等ができるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。

2. 弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休止できるものとします。

第 54 条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第 55 条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018 年 11 月 27 日制定

2019 年 11 月 25 日改定

2020 年 7 月 28 日改定

2021 年 7 月 1 日改定

【Peach Mobile II 利用規約】

第 1 章 総則

第 1 条 (規約の適用)

1. 弊社は、「基本プラン利用規約」 (以下、「本規約」といいます) を定め、本規約により基本プラン (以下、「本サービス」といいます) を提供します。

第 4 条 (通知) に基づく通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。

3. 弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に特記のない事項は本規約に則るものとします。

4. 本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス (以下、「オプションサービス」といいます) にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。

第 2 条 (規約の変更)

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によ

ります。
第3条（用語の定義）
1.本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
電気通信設備	電気通信を行うためのソフトバンク株式会社（以下、「SB」といいます）の機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
本サービス	データ通信網を使用して弊社が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。）
利用契約	この規約に基づき弊社から会員本サービスの提供を受けるための契約
本契約	弊社との間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約
会員	弊社と利用契約を締結した者
協定事業者	弊社と相互接続協定（弊社が弊社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
接続事業者	ソフトバンク株式会社
移動無線装置	本サービスに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための弊社の電気通信設備
端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、電気通信設備の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
USIMカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、本サービスの提供のために、弊社が契約者に与するもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器
契約者回線	本サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
オプションサービス	弊社との間で締結される、基本プランのオプションサービスの提供を内容とする契約
契約者回線等	契約者回線にデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって弊社が必要により設置する電気通信設備
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てる為に、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、弊社が定める料金
電話リレーサービス料	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の負担金に充てるために算出された額に基づいて、弊社が定める料金
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条（通知）
1.弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページ上または電子メールによるものとします。
2.前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を弊社のホームページへの掲載または電子メールの送信方法により行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日に行われたものとします。
3.会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第2章 契約

第5条（契約の単位）

- 本サービスは、一つの通信可能な端末機器毎に一つの本契約が成立するものとします。
- 会員は、本サービスについて、同一名義で最大2台までの契約を申し込むことができるものとします。

第6条（申込みの方法）

- 本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
 - オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
- 第7条**（申込みの承諾）
- 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。
 - 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
(1)本サービスの提供することが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
(2)本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス（以下、「他サービス」といいます。）の料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
 - 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
 - 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
 - 本サービスの申込みをした者が、申込みよりあたり虚偽の届出をしたとき。
 - 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
 - その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。

第8条（申込みの承諾）

- 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。
- 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
(1)本サービスの提供することが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
(2)本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス（以下、「他サービス」といいます。）の料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
- 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
- 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
- 本サービスの申込みをした者が、申込みよりあたり虚偽の届出をしたとき。
- 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
- その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。

第9条（申込みの承諾）

- 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。
- 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
(1)本サービスの提供することが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
(2)本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス（以下、「他サービス」といいます。）の料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
- 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
- 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
- 本サービスの申込みをした者が、申込みよりあたり虚偽の届出をしたとき。
- 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
- その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。

第10条（契約の成立）

本サービスの申込みに対して、第7条（申込みの承諾）で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。

第9条（権利義務譲渡の禁止）

会員は、本契約およびオプションサービス契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第10条（届出事項の変更等）

- 会員は、弊社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス等）に変更があったときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 前項の届出を怠ったことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、弊社は一切責任を負わないものとし、弊社からの通知は通常到達すべき時に到達したものとみなされます。

第11条（会員の地位の承継）

- 法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後継続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 会員が死亡した場合、本契約およびオプションサービスは終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、弊社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等の請求をできるものとします。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第12条（会員による解約）に準ずるものとします。
- 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとする。また、これを変更したときも同様とします。
- 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取扱うことができるものとします。

第12条（会員による解約）

- 会員は、本契約またはオプションサービスの解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知するものとします。
 - 弊社は、当月の20日（土日祝日および弊社指定休日の場合は前営業日とします。）までに前項の通知を確認できた場合、当月月末をもって解約手続きを行うものとし、20日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとします。
 - 会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。
- 第13条**（弊社による解約）

- 弊社は、会員が第19条第1項（利用停止）のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約できるものとします。
- 弊社は、会員が第19条第1項（利用停止）のいずれかに該当する場合において、その行為が弊社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
- 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプションサービスを解約することができるものとします。
- 弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
- 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第14条（最低利用期間）

- 本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする3年契約となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り3年単位で自動更新されます。3年契約満了の翌月が更新月です。
- 会員は、第12条（会員による解約）または第13条（弊社による解約）の規定により、前項に定める更新月以外の契約期間中に解約が成立したときは、別途料金表の契約解除料に記載の料金を弊社の定める期日までに支払うものとする。

第3章 サービス

第15条（サービス内容）

- 本サービスは携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォート（規格上の最大速度）であり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。
- 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。
- 弊社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。
- 会員は本サービス提供後、プラン変更できないものとします。
- 本契約について解約または会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴って解約されたまたは会員の地位が承継されるものとします。
- 弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。
- 弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはありません。
- 弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性（高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限りません）を保証しません。

第16条（サービス提供エリア）

本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第17条（提供の中止）

- 弊社は、次の場合に緊急時ややむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することがあります。
- 弊社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。
 - 弊社設備の障害または故障等の理由によりやむをえないとき。
 - 接続事業者設備の保守、障害または工事等の理由によりやむをえないとき。
 - 接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

第18条（会員からの請求によるサービスの一時中断）

- 弊社は、会員から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その会員識別番号が他に転用することなく一時的に利用できないようにすること）を行います。以下同じとします。以下同じとします。以下同じとします。
- 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。
- 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否かにかわらず、会員の負担とします。
- 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料）および（有料サービス）等の月額料は発生します。

第19条（利用停止）

- 弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。
(1)本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの実態を確認できないときを含みます。）。
- 虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。
- 第10条（届出事項の変更等）の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所にいないことが明らかの場合であって、弊社がその事実を確認したとき。
- 第20条（禁止事項）の規定その他本規約の規定、また、本サービス利用規約に違反したとき。
- 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
- 破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあったとき。
- クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると思われる相当の理由があるとき。
- 弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員（住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と弊社が判断した場合を含みます）が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。
- 会員は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。
- 弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定される Web サイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することができます。

第20条（禁止事項）

- 会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。
(1)他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為
(2)他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
(3)他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
(4)詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
(5)わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
(6)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
(7)貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
(8)無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
(9)他人のウェブサイト等、本サービスにより利用している情報を改ざんし、又は消去する行為
(10)自己のID情報を他人と共有し又は他者が共有する状態に置く行為
(11)他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者のID情報を不正に使用するため、偽装のためにメールアドレス部分に細工を施す行為を含みます。）
(12)コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
(13)他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
(14)受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
(15)受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
(16)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(17)違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を誘発し、仲介または誘引（他人に依頼することを含む）する行為
(18)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
(19)人を自殺に誘引または勧誘する行為または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
(20)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定多数者に掲載せしめることを助長する行為
(21)その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると判断した行為
(22)他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
(23)他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
(24)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
(25)その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
(26)前各号に該当するおそれがあるものと判断する行為

- 会員は、前項の規定またはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、弊社の業務に支障を与えまたは与えるおそれがあるとき（電気通信設備を亡失またはき損したときを含みます。）は、弊社が指定する期日までに、弊社への対応に要した費用を支払うものとします。
- 会員が第1項各号のいずれかまたはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に該当していると弊社が判断した場合、弊社は通知その他の手続きをすることなく、次の措置を行うことができるものとします。

- 会員に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置を行うことを要求し、または（バスワー

- ドをロックして端末の機能を停止すること。
- (2) 本サービスおよびオプションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が閲覧できない状態に置く、または削除すること。
- (3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。
4. 弊社は前項の義務を負うものではなく、弊社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第 4 章 通信

第 21 条 (通信の条件)

- 弊社は、通信を利用できる区域について、弊社の指定するホームページに掲載するものとします。ただし、その区域内であっても、屋内、地 下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 本サービスに係る通信は、弊社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、弊社は伝送速度を保証するものではありません。
- 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、弊社は、一切の責任を負 わないものとします。
- 天災、事変その他非常事態が発生したまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第 8 条並びに関係法に基づき、災害の予防・救済、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるものとします。
- 動画再生ファイル交換 (PP) アプリケーション等により、一定期間 (日時や月間) において、一定量以上の連続、大量の通信を利用した会員については帯域制限を実施することがあります。通信量が他の会員の平均通信量を著しく超える時は、通信速度が一時的に遅くなることがあります。
- 弊社より提供する USIM カードを本サービス提供端末以外 (他端末・USIM ロックフリー端末含む) に挿入して利用した場合、APN 設定が異なる為定額対象外となり、パケット通信が高額となることがあります。
- 海外でモバイルデータ通信接続を行う事はできません。

第 22 条 (通信利用の制限等)

- 本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができま す。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。
 - 弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
 - 弊社は、通信が著しくふそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項と内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。
- (1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線 (弊社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま す。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

【機関名】

気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関

別記 14 の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 前条の規定による場合のほか、弊社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。
- (1) 通信が著しくふそうする場合には、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 弊社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。
- (3) 電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が弊社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させる等弊社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することができます。
- (4) 弊社は、1 つの通信について、その通信時間が一一定時間を超えると、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、事前に通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。
- (5) 弊社は、会員の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量を制限することがあります。
5. 前 2 条の規定によるほか、弊社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は弊社若しくは提携事業者に対する代金債務 (立替払等に係る債務を含みます。) の履行が為されていないと判断して、契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。
6. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ガールの流通を防止するために作成した児童ガールアドレスリスト (同協会が定める児童ガールアドレスリスト提供規約に基づき弊社が提供を受けたインターネット上の接続先情報を行います。) において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。
7. 弊社は、弊社所定の通信手段を用いて行われた通信について当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。
8. 弊社は、よりよいネットワーク品質を提供するために通信ごとにトラフィック情報の収集、分析、蓄積を行い、弊社が別に定める通信接続について制限を行うことがあります。

※別記 14 の基準に該当する新聞社等の機関

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法 (昭和 47 年法律第 114 号) 第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等がニュース (1 1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報 (広告を除きます。)) をいいます。) を供給することを主な目的とする通信社

第 5 章 料金

第 23 条 (料金)

- 弊社が提供する本サービスの料金は、月額料 (通信料)、契約解除料、手続に関する料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料、別途弊社が定める料金表 (ONLYSERVICE 入会申込み (確認) 書およびマイページ※ 1) に定めるところによるものとし、会員はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
- ご利用料金についてのお支払いは会員が指定した (使用可能ブランドに限る※海外発行カード・デビットカード・V プリカ等は取り扱い不可) クレジットカードでのお支払いもしくは、クレジットカード会社指定日に振り替えられます。クレジットカードはご本人様名義に限ります。
- ※ 1 Peach Mobile のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができます。会員専用のページです。URL : https://onlymobile.jp/my/?ag=peach_mobile
- 本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額通信料金の額面、日割計算は致しません。
3. 弊社が貸与した本 USIM カードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本 USIM カードを弊社に返却しない場合の USIM カード損害金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、会員は USIM カード損害金について支払う義務を負うものとします。

第 24 条 (月額料等の支払義務)

- 本サービスの会員は、その契約に基づいて弊社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、料金表 (月額料 (通信料、機器割賦代金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料)) に規定する料金の支払いを要します。
- 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料 (以下「月額料等」といいます) の支払いは次のとおりとします。
- (1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払いを要します。
- (2) 会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料等の支払いを要します。

事由	支払いを要しない料金
会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による利用できない状態が生じ、全く利用できない) となる通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます) が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用でできなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 25 条 (債権の譲渡)

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報等を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第 26 条 (契約解除料)

1. 弊社は、本サービスについて、第 14 条 (最低利用期間) の規定により、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から弊社が定める期間とします。
2. 会員が、契約期間満了月の翌月 (以下「更新月」といいます) 以外の暦月に解約する場合、契約解除料として、弊社が定める解約金が発生するものとし、別紙料金表 (契約解除料) に規定する料金の支払いを要します。
3. 会員が契約更新月に本サービスを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同期間の新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
4. 第 17 条 (提供の中止) に基づく本サービスの提供の中止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
5. 第 18 条 (会員からの請求によるサービスの一時中断) に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
6. 第 19 条 (利用停止) に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

第 27 条 (手続に関する料金の支払義務)

会員は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

第 28 条 (料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第 29 条 (割増金)

会員は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額 (料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額) を割増金として支払っていただきます。

第 30 条 (延滞利息)

会員は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14. 5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第 6 章 端末機器

第 31 条 (端末機器)

1. 本サービスの利用には、端末機器が必要となります。会員は本サービスの利用にあたり、弊社が指定する端末機器を購入または、会員自らが端末機器を用意する必要があるとします。

第 32 条 (端末機器の提供地域)

弊社は、日本国内においてのみ端末機器を提供するものであり、日本国外では提供しないものとします。

第 33 条 (端末機器の売買契約)

1. 端末機器の購入申込みにあつては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
2. 会員と弊社との間の端末機器に関する売買契約 (以下、「売買契約」といいます) は、前項に定める購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することにより行われます。
3. 端末機器の所有権は、会員が弊社へ商品代金全額の支払いを完了した時点で、会員へ移転するものとします。なお、会員は、端末機器の所有権移転前においては、端末機器を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。
4. 第 34 条 (端末機器の引き渡し)
1. 弊社は、店舗でまたは配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。
2. 店舗での引き渡しまたは配送の完了をもって、弊社の売主としての引き渡し債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します。
3. 会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。弊社は、会員が変更端末機器に変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなくなったとしても、一切の責任を負いません。

第 35 条 (端末機器の配送)

1. 弊社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、弊社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、会員は、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払方法が確定している必要があります。
2. 配送は日本国内に限りま す。
3. 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね 14 日以内に、会員が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。
4. 端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね 14 日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

第 36 条 (端末機器の返品等)

1. 弊社は、端末機器の返品を承りません。
2. 端末機器の交換は、弊社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途定める場合に限り行うことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して 14 日以内に、当該端末機器を交換する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならいものとします。
3. 前項に基づく、端末機器の交換は、弊社が別途定める方法により行うものとします。
4. 本条第 2 項に基づく端末機器の交換に要する送料は、弊社が負担するものとします。
5. 本条第 2 項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとします。

第 37 条 (売買契約の解除)

弊社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。

- (1) 会員が本規約に違反した場合
- (2) 会員は、端末機器代金について、会員が、弊社が定める支払期日を過ぎてもなお支払いを行わない場合
- (3) 弊社が、会員が弊社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から 7 日経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合

第 38 条 (故障等)

1. 会員は、端末機器が故障・破損等により、利用することができなくなったときは、弊社に対して、端末機器の修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、修理を請求した会員はこれを支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。
2. 前項にかかわらず、以下の場合には、弊社は修理を拒むことが出来るものとします。
- (1) 不当な修理、分解または改造 (ソフトウェアを含む) が行われた場合
- (2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合
- (3) 会員の不十分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合
- (4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

第 7 章 USIM カード

第 39 条 (USIM カード)

1. 弊社は、会員に対して、本サービスの利用に必要な USIM カードを貸し出します。
2. USIM カードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。
3. オプションサービスの利用等会員の都合により、USIM カードを変更する必要が生じた場合は、会員は変更手数料 3,000 円 (税抜) を支払うものとします。

第 40 条 (情報の登録)

1. 弊社は、次の場合にも、USIM カードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。
- (1) USIM カードを貸与する場合
- (2) 会員から USIM カードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、弊社がそれを必要と判断した場合
- (3) その他弊社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

第 41 条 (情報の消去)

弊社は、本契約が終了したとき、第 39 条 (USIM カード) の規定により USIM カードの変更を行ったとき、本サービスの提供が終了したときまたは弊社が特に必要と判断したときに、USIM カードに登録された情報を消去します。

第 42 条 (USIM カードの管理責任)

1. 会員は、弊社より貸与を受けた USIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
 2. 会員は、USIM カードの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き (警察に対する盗難届の提出等) を行うものとします。
 3. 弊社は、第三者が USIM カードを利用した場合であっても、その USIM カードの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。
 4. 弊社は、USIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。
- 第 43 条 (USIM カードの故障等)**
- 会員は、USIM カードが故障・破損等により、通信を利用することができなくなったときは、弊社に対して、USIM

カードの修理を請求することができるものとします。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該 USIM カードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第 44 条 (USIM カードの返却)

- 会員は、本契約が終了したときまたは第 39 条 (USIM カード) の規定により USIM カードの変更を行ったときは、弊社の選択により、弊社が指定する方法で弊社所定の期日までに USIM カードを返却または廃棄するものとします。
- 前項において、弊社が USIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに USIM カードの返却がない場合、会員は弊社に対して、USIM カード費用 3,000 円 (税抜) を支払うものとします。

第 8 章 モバイル Wi-Fi ルーター

第 45 条 (モバイル Wi-Fi ルーター)

- モバイル Wi-Fi ルーターの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。
- 弊社は、会員が本サービスで提供する USIM カード以外の SIM カード等を、モバイル Wi-Fi ルーターに差し替えて利用した際に発生した事故・不具合等については何ら責任を負わないものとします。

第 46 条 (モバイル Wi-Fi ルーターの管理責任)

- 会員は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き (警察に対する盗難届の提出等) を行うものとします。
 - 弊社は、第三者がモバイル Wi-Fi ルーターを利用した場合であっても、そのモバイル Wi-Fi ルーターの貸与を受けている会員が利用したものとしてみなして取り扱います。
 - 弊社は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じてても、責任を負わないものとします。
- 第 47 条** (モバイル Wi-Fi ルーターの故障等)
- 会員は、オプションサービスの Wi-Fi 安心サービスに加入している場合、モバイル Wi-Fi ルーターが故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、モバイル Wi-Fi ルーターの修理を請求することができるものとします。費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。安心サービスにご加入いただいております、端末の紛失・故障等により端末が使用できない際に、その後も継続して通信サービスを利用する場合には、契約時の代金で端末の再購入が必要となります。ただし、当該モバイル Wi-Fi ルーターの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第 9 章 雑則

第 48 条 (ID およびパスワードの管理)

- 本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。
- 会員以外の第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

第 49 条 (責任の制限)

- 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。) にあることを弊社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商 (小数点以下の端数を四捨五入するものとします。) に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限りて賠償します。
- 弊社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 弊社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

第 50 条 (免責事項)

- 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合 (第 13 条 (弊社による解約) 第 17 条 (提供の中止) 第 19 条 (利用停止) 第 20 条 (禁止事項) 第 21 条 (通信の条件) および第 22 条 (通信利用の制限等) による場合を含みます。) において、第 49 条 (責任の制限) による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- 弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
- 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。
- 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
- 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 51 条 (個人情報取扱扱い)

弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、弊社が別途定める「個人情報取扱扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

第 52 条 (端末設備)

- 会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器 (以下、「端末設備」といいます) を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。
- 弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要なまたは適している端末設備を指定できるものとします。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。

第 53 条 (サービスの変更等)

- 弊社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等ができるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。
- 弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。

第 54 条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第 55 条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2019 年 2 月 1 日制定
2019 年 11 月 25 日改定
2021 年 7 月 1 日改定

【PeachCloud 規約】

第 1 章 総則

第 1 条 (規約の適用)

- 弊社は、「基本プラン利用規約」(以下、「本規約」といいます) を定め、本規約により基本プラン (以下、「本サービス」といいます) を提供します。
- 第 4 条 (通知) に基づく通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものと、会員はこれに従うものとします。
- 弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
- 本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス (以下、「オプションサービス」といいます) にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。

第 2 条 (規約の変更)

- 弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等の変更後の規約によります。
- 第 3 条** (用語の定義)

1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
データ通信	電気通信回線を通じてバケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
本サービス	データ通信網を使用して弊社が提供する電気通信サービス (車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。)
利用契約	この規約に基づき弊社から会員が本サービスの提供を受けるための契約
本契約	弊社との間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約
会員	弊社と利用契約を締結した者
協定事業者	弊社と相互接続協定 (弊社が弊社以外の電気通信事業者 (電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。) 第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。) との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。) を締結している電気通信事業者
接続事業者	株式会社 NTT ドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社
移動無線装置	本サービスに係る契約に基づいて陸上 (河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。) において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための弊社の電気通信設備
端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、電気通信設備の設置の場所が他の部分の設置の場所との同一構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 (平成 16 年 1 月 26 日総務省令第 15 号) 第 3 条で定める種類の端末設備の機器
契約者回線	本サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
オプションサービス	弊社との間で締結される、オプションサービスの提供を内容とする契約
契約者回線等	契約者回線にデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって弊社が必要により設置する電気通信設備
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信設備の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信設備に係る交付金及び負担金算定定期 (平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号) により算出された額に基づいて、弊社が定める料金
電話リレーサービス料	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」 (令和 2 年法律第 53 号) に定める電話リレーサービスの提供の負担金に充てるために算出された額に基づいて、弊社が定める料金
消費税相当額	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 4 条 (通知)

- 弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページ上または電子メールによるものとします。
- 前項の規定に基づき、弊社から会員の通知を受けるためのホームページへの掲載または電子メールの送信方法により行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日に行われたものとします。
- 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 2 章 契約

第 5 条 (契約の単位)

- 本サービスは、一つの通信可能な端末機器毎に一つの本契約が成立するものとします。
- 会員は、本サービスについて、同一名義で最大 2 台までの契約を申し込むことができるものとします。

第 6 条 (申込みの方法)

- 本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
- オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

第 7 条 (申込みの承諾)

- 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。
- 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ承知するものとします。
 - (1) 本サービスの提供することが弊社の業務の遂行または技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス (以下、「他のサービス」といいます) の料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
 - (4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
 - (5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
 - (6) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
 - (7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。
- オプションサービスの申込みについて、前条第 2 項を準用します。

第 8 条 (契約の成立)

本サービスの申込みに対して、第 7 条 (申込みの承諾) で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。

第 9 条 (権利義務譲渡の禁止)

会員は、本契約およびオプションサービス契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第 10 条 (届出事項の変更等)

- 会員は、弊社への届出事項 (氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス等) に変更があったときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 前項の届出を怠ったことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、弊社は一切責任を負わないものとし、弊社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。

第 11 条 (会員の地位の継承)

- 法人の合併等により会員の権利義務の継承が発生した場合、会員の地位も継承されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 会員が死亡した場合、本契約およびオプションサービスは終了または承継されるものと、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、弊社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金の請求をできるものとします。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第 12 条 (会員による解約) に準ずるものとします。
- 前項の場合に、相続人が会員の地位の継承を希望するときは、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。
- 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取扱うことができるものとします。

第 12 条 (会員による解約)

- 会員は、本契約またはオプションサービスの解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知するものとします。
 - 弊社は、当月の 20 日 (弊社指定休日の場合は前営業日とします。) までに前項の通知を確認できた場合、当月末日をもって解約手続きを行うものと、20 日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとします。
 - 会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。
- 第 13 条** (弊社による解約)
- 弊社は、会員が第 19 条第 1 項 (利用停止) のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約できるものとします。
 - 弊社は、会員が第 19 条 1 項 (利用停止) のいずれかに該当する場合において、その行為が弊社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
 - 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプションサービスを解約することとします。
 - 弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金やその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
 - 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、

ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第14条（最低利用期間）

1.本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする3年契約となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り3年単位で自動更新されます。3年契約満了の翌月が更新月です。
2.会員は、第12条（会員による解約）または第13条（弊社による解約）の規定により、前項に定める更新月以外の契約期間中に解約が成立したときは、契約解除料の料金を弊社に定める期日までに支払うものとします。

第3章 サービス

第15条（サービス内容）

1.本サービスは携帯通信事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォート（規格上の最大速度）であり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。
2.弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。
3.弊社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。
4.会員は本サービス提供後、プラン変更できないものとします。
5.本契約について解約または会員の地位の継承がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴って解約されたら会員の地位が承継されるものとします。
6.弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。
7.弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を承諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはありません。
8.弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するように努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性（高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限りません）を保証しません。

第16条（サービス提供エリア）

本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。インターネット接続サービスの提供により生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第17条（提供の中止）

弊社は、次の場合または緊急時ややむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスをもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することがあります。
(1) 弊社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。
(2) 弊社設備の障害または故障等の理由によりやむをえないとき。
(3) 接続事業者の設備の保守、障害または工事等の理由によりやむをえないとき。
(4) 接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

第18条（会員からの請求に関するサービスの一時中断）

1. 弊社は、会員から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その会員識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。
2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。

本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否かにかかわらず、会員の負担とします。

4.本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービ料）および（有料サービス）等の月額料は発生します。

第19条（利用停止）

1. 弊社は、会員のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。
(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（弊社が定める方法による支払いのときと、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます）。
(2) 虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。
(3) 第10条（届出事項の変更等）の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所ではないことが明らかでな場合であって、弊社がその事実を確認したとき。
(4) 第20条（差止事項）の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。
(5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
(6) 破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあったとき。
(7) クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると思われる場合と認められる理由があるとき。
2. 弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員（住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と弊社が判断した場合を含みます）が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。
3. 会員は、本サービスの利用の一時中断を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用の一時中断中本サービスの利用料金は発生します。
4. 弊社は、インターネットサービス協会が提供する児童ポルノドレシリストにより特定されるWeb サイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検出し、当該閲覧を遮断することができます。

第20条（禁止事項）

1. 会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。
(1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為
(2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
(4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘惑もしくは扇動する行為
(5) わいせつ、児童ポルノ、児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
(6) 薬物犯罪、児童虐待等の害用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
(7) 資金金を含む登録を受けないで、金銭の買付の広告を行う行為
(8) 無関係な誹謗（ネズミ講）を開説し、又はこれを勧誘する行為
(9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用する情報を改ざんし、又は消去する行為
(10) 自己のID情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
(11) 他人にならずとも本サービスを使用する行為（他の利用者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールアドレスなどに細工を施す行為を含みます。）
(12) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為

(13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は虚構で、宣伝その他の書き込みをする行為
(14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
(15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為

(16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を誹謗し、仲介または誘引（他人に依頼することを含む）する行為
(18) 他人の殺害現場の画像等の残忍な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
(19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
(20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮蔑したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者に対して掲載等させることを助長する行為
(21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害するものと判断する行為
(22) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
(23) 他人が管理する機器に不正な負荷を及ぼす様本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
(24) その行為が他者の権利に侵害することを知りつつ、その行為を助長する様本でリンクをはる行為
(25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
(26) 前各号に該当するおそれがあることと判断する行為

2. 会員は、前項の規定またはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、弊社の業務に支障を与えまたは与えるおそれがあるとき（電気通信設備を亡失または損じたときを含みます。）、弊社が指定する期日までに、弊社がその対応に必要な費用を負担するものとします。
3. 会員が第1項各号のいずれかまたはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に該当していると弊社が判断した場合、弊社は通知その他の手続きをすることなく、次の措置を行うことができるものとします。

(1) 会員に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他の必要な措置等を行うことを要求し、またはパスワードをロックして端末の機能を停止すること。
(2) 本サービスおよびオプションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が閲覧できない状態に置く、または削除すること。
(3) その他禁ずる行為を停止するために必要な措置を行うこと。
4. 弊社は前項の義務を負うものではなく、弊社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第4章 通信

第21条（通信の条件）

1.日本国内通信のサービス提供区域については、ソフトバンク株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社が提供するエリアに準じるものとします。ただし、その区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの際、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2.海外でのモバイルデータ通信は、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社が提供するクラウドSIMテクノロジーシステムを用いて行い、通信回線は利用国における現地通信事業者の回線を利用します。

海外エリアにつきましては弊社ホームページ<https://onlyservice.jp/om-world/>をご確認ください。
3.技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができない場合もあります。
4.本サービスに係る通信は、弊社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、弊社は伝送速度を確保するものではありません。

5.本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
6.電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、弊社は、一切の責任を負わないものとします。
7.天災、事変その他の非常事態が発生したまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防・救済・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することとできるものとします。
8.動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等により、一定期間（日時や月間）において、一定量以上の連続、大量の通信を利用した会員に対しては帯域制限を実施することがあります。通信量や会員の平均通信速度を著しく超える時は、通信速度が一時的に遅くなる場合があります。

第22条（通信利用の制限等）

1.本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在る場合に限り利用することができず、ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車庫、ビルの際、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波を受信する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができない場合もあります。
3. 弊社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態

が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項と内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

(1) 次に掲げる機器を使用して通信する契約者（弊社がそれらの機器との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機能名	
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信業務の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係がある機関、水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関	別記14の基準に該当する新聞社等の機関
防災業務を行う金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関	

4.前条の規定による場合のほか、弊社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。
(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
(2) 会員は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えたい会員の通信を制限または帯域を制限する場合があります。
(3) 電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が弊社の電気通信設備の容量を超過させた、若しくは超過させる等弊社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することがあります。
(4) 弊社は、1つの通信について、通信時間が一定時間を超過すると、またはその通信容量が一定容量を超えるとときは、事前通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。
(5) 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量を制限することがあります。

5.前2条の規定によるほか、弊社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得せられたと判断し又は弊社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替または係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断し、又は契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。
6.弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会の児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノドレシリスト（同協会が定める児童ポルノドレシリスト）提供機能に基づき弊社が提供を受けたインターネット上の接続先を監視いたします。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。
7. 弊社は、弊社所定の通信手段を用いて行われた通信について当該通信に割り当てられた帯域を制御することがあります。
8. 弊社は、よりよいネットワーク品質を提供するために通信ごとにトラフィック情報の収集、分析、蓄積を行い、弊社が別に定める通信接続について制限を行うことがあります。
9.海外でご利用される場合も、日本時間0時～23時59分を一日とし、該当プランの容量までLTE通信をご利用いただけます。速度が制限にかつた場合、送受信速度最大 384kbps に低下されます。通信速度制限は日本時間の0時に解除されます。一日の利用量が該当プランの上限未満であっても翌日への容量の繰り越しは来ません。なお、有料での通信速度制限の解除サービスは提供しておりません。
※別記14の基準に該当する新聞社等の機関

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 A 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発表されること イ 発行部数が1の題号において、8,000部以上とあること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者。
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（(1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。））をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社。

第5章 料金

第23条（料金）

1. 弊社が提供する本サービスの料金は、月額料（通信料、機器割賦代金）、契約解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービ料、別途弊社が定めるところのものとし、(ONLYSERVICE 入会申込み（確認）書およびマイページ※）1.1 会員はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
ご利用料金についてのお支払いは会員が指定した（使用可能プランに限定する）海外発行カード・デビットカード・Vプリカ等を取り取りく限り）クレジットカードでの支払いとなり、クレジットカード会社指定日に振り替えられます。クレジットカードはご本人様名義に限ります。
※1.PeachCloudのマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネット上で確認することができる。会員専用のページです。URL: https://onlyservice-2009.jp/mytag=peach_mobile
2.本サービスでは月単位に開通・退会の場合でも、月額通信料、機器割賦代金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービ料の減額、日計算は致しません。

第24条（月額料等の支払義務）

1.本サービスの会員は、その契約に基づいて弊社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、料金の支払いを要します。（月額料（通信料、機器割賦代金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービ料）

2.前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービ料（以下「月額料等」といいます）の支払いは次のとおりとします。
(1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払いを要します。
(2) 会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料等の支払いを要します。

事由	支払いを要しない料金
会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による会員の通信（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとにご請求計算し、その日数に対応する本サービスについての料金	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第25条（債権の譲渡）

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社と購入者の個人情報を譲渡または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第26条（契約解除料）

1. 弊社は、本サービスについて、第14条（最低利用期間）の規定により、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から弊社が定める期間とします。
2. 会員が、契約期間満了月の翌月（「更新月」といいます）以外に暦月に解約する場合、契約解除料として、弊社が定める解約金が発生するものと、料金の支払いを要します。
3. 会員が契約更新月に本サービスを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同期間の新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に変更されるものとします。
4. 第17条（提供の中止）に基づく本サービスの提供の中止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません（本サービスの提供の中止の、契約期間の進行が停止するものではありません）。
5. 第18条（会員からの請求に関するサービスの一時中断）に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの契約期間に変更はありません（本サービスの利用の一時中断中、契約期間の進行が停止するものではありません）。
6. 第19条（利用停止）に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません（本サービスの提供の停止の、契約期間の進行が停止するものではありません）。

第27条（手続きに関する料金の支払義務）

会員は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。

第28条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めることとします。

第29条（割増金）

会員は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（消費税相当額を加えないこととされている料金にあつては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払ういただきます。

第30条（延滞利息）

会員は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日のの前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りはありません。

第6章 端末機器

第31条（端末機器の売買契約）

1. 端末機器の購入申込みにあつては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
2. 会員と弊社との間の端末機器に関する売買契約（以下、「売買契約」といいます）は、前項に定める購入申込みを弊社が受け付け、これが承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することにより行われます。
3. 端末機器の所有権は、会員が弊社と商品代金の全額の支払いを完了した時点で、会員へ移転するものとします。なお、会員は、端末機器の所有権移転前においては、端末機器を担保に供し、質貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

第32条（端末機器の引き渡し）

1. 弊社は、店舗でまたは配達業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。
2. 店舗で引き渡しまたは配達業者の完了をもって、弊社の売主としての引き渡し義務は履行されたものと、端末機器に対する危険の負担は会員へ移転します。
3. 会員は、端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。弊社は、会員が改変等端末機器に変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなかったとしても、一切の責任を負いません。

第33条（端末機器の配送）

1. 弊社は、配達業者を利用して端末機器を引き渡す場合、弊社所定の配達業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員が端末機器代金の支払方法が確定している必要があります。
2. 配送は日本国内に限ります。
3. 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね14日以内に、会員が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。
4. 端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね14日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

第34条（端末機器の返品等）

1. 弊社は、端末機器の返品を承りません。
2. 端末機器の交換は、弊社の員めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途定める場合に限り行うことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して14日以内に、当該端末機器を交換する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならないものとします。

【ONLYSERVICE 会員規約】

本規約は、株式会社ベネフィットジャパン（以下「運営元」といいます）が運営する「ONLYSERVICE」の会員規約（以下「本規約」といいます）に同意いただいた方が入会するサービスの利用に關し適用されるものとします。なお、運営元が会員に交付する他の書面と本規約との間に齟齬が生じた場合は、特段の定めがない限り本規約を優先するものとします。

第 1 条（定義）

1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
ONLYSERVICE	運営元が提供する通信サービス等の総称をいいます。
Peach Mobile サービス	弊社が提供する本規約に定める通信サービスの総称をいいます。
会員	ONLYSERVICE の全部または一部を利用することができ、また運営元が取り扱っている製品・商品や、提供する ONLYSERVICE の案内を無料で受け取ることができるサービス（以下「無料案内サービス」といいます）に運営元が定める手続きに従い入会した法人または個人をいいます。
個別規約	ONLYSERVICE の利用に関して、運営元が別途定める規定をいいます。なお、個別規約には、運営元が随時通知またはホームページ上に掲示する条件を含むものとします。
本規約等	本規約および個別規約を総称していいます。
ID 等	運営元が会員に貸与するユーザー ID、自己の設定するパスワード、その他 ONLYSERVICE を利用するために運営元が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
会員情報	会員が運営元に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の会員を認識もしくは特定できる情報をいいます。
履歴情報	運営元に記録されている会員による ONLYSERVICE の利用履歴をいいます。

第 2 条（規約の適用）

1. 本規約は、無料案内サービスに関する運営元と会員との間において適用されるものとします。
2. 本規約に定める内容と個別規約に定める内容が異なる場合には、別途運営元が明示的に定める場合を除き、個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 運営元は、運営元が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約等を変更できるものとします。ただし、本規約等の変更内容の詳細については、運営元のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約等の変更に関する通知の日から起算して 1 日以上予告期間において変更後の本規約等が適用されるものとします。

第 3 条（入会）

1. ONLYSERVICE の会員登録希望者（以下「入会希望者」といいます）は、本規約を承認した上で、運営元が指定する手続きに従って、会員登録を申し込むものとし、運営元がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で成立して会員となるものとします。
2. 未成年の入会希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、前項の手続きに従って、会員登録を申し込むものとします。
3. 本条第 1 項および第 2 項に定める申込みについて、入会希望者が以下のいずれかに該当することを運営元が確認した場合、運営元はその申込みを承諾しない場合があり、入会希望者は予めこれを了承するものとします。
 - ① 登録申込みにあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合
 - ② 登録申込みにあたり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合
 - ③ 過去に ONLYSERVICE の利用資格の停止又は失効を受けた場合
 - ④ 過去に ONLYSERVICE の利用に際し、料金の未納、滞納をした場合
 - ⑤ 入会希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合
 - ⑥ その他、業務の遂行上または技術上、支障をきたすと運営元が判断した場合

第 4 条（会員の氏名等の変更の届出）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、その他運営元への届出内容を変更するときは、直ちに運営元所定の変更手続きを行うものとします。
2. 前項の届け出がなかったことで、会員が ONLYSERVICE の利用不能などの不利益を被ったとしても、運営元は一切責任を負わないものとします。

第 5 条（通知）

1. 運営元から会員への通知は、通知内容を書面、電子メールまたは運営元のホームページ上の方法によるものとし、書面による場合は、普通郵便、内容証明郵便、書留郵便もしくはファクシミリにて送付するものとします。
2. 前項の規定に基づき、運営元から会員への通知は電子メールの送信または運営元のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が会員宛に送信された日または運営元のホームページに掲載された日に行われたものとします。書面による場合は会員宛に送付した日に行われたものとします。
3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または運営元からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 6 条（ONLYSERVICE の利用）

1. ONLYSERVICE の申込み条件は会員であることとします。
2. 会員は、本規約等に従って ONLYSERVICE を利用するものとします。
3. 会員は、ONLYSERVICE と同時にまたはこれに関連して運営元以外の他社提供の類似サービスを利用する場合であっても、ONLYSERVICE の利用に関しては、本規約等の内容に従うものとします。
4. 会員は、本規約等にて明示的に定める場合を除き、自己または利用者が ONLYSERVICE を通じて発信する情報および自己または利用者がによる ONLYSERVICE の利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および運営元に何等の迷惑を及ぼさず、かつ損害を与えないものとします。
5. ONLYSERVICE の利用に関連して、会員もしくは利用者が他の会員、第三者または運営元に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用者が他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、運営元に何等の迷惑を及ぼさず、かつ損害を与えないものとします。

第 7 条（ID 等の管理）

1. 会員は、運営元から発行された ONLYSERVICE 毎の ID 等の管理責任を負うものとする。
2. 会員は、ID 等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。なお、ID 等の名義変更はできないものとします。
3. 運営元は、ID 等の誤使用や第三者の使用による損害は負いかねます。
4. 会員は、会員の ID 等により ONLYSERVICE が利用されたときには、会員自身の利用とみなされます。但し、運営元の故意または過失により ID 等が第三者に利用された場合はこの限りではないとします。

第 8 条（ONLYSERVICE の料金）

1. ONLYSERVICE の利用料金は、別紙書面およびホームページ上に通知することとします。
2. ONLYSERVICE の利用料金は、暦月単位で計算し会員に毎月請求します。
3. 運営元が指定する ONLYSERVICE の複数サービスのご利用料金は、契約月は無料、契約月＋1 ヶ月は 500 円（税別）、契約月＋2 ヶ月以降はセット利用料金とします。
4. ONLYSERVICE の利用開始月が 1 ヶ月を満たさない場合は次月からの請求開始と致します（ONLY PC サポートサービスは翌々月）。
5. Peach Mobile B については、利用開始月から請求開始と致します。利用開始月が途中中如何に問わず、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第 9 条（料金および支払い）

1. 会員は、ONLYSERVICE の利用にあたって、別途運営元が定める利用料金等、別途運営元の定める方法により支払うものとします。
2. 運営元がクレジットカードによる料金等の支払いを認める場合、運営元が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードのみを利用する事ができ、会員は当該クレジットカード会社の定める規約等に基づいて料金を支払うものとします。また、料金等は当該クレジットカード会社の定める規約等において定められた振替日に会員指定の口座から引落すものとします。
3. 会員と、前項のクレジットカード会社又は決済代行業者との間で料金等の支払いを巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、運営元を免責するものとします。運営元は、当該紛争に関連して会員又は第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。
4. 利用契約が終了するまでの期間において、第 11 条に定める ONLYSERVICE の停止および失効の事由により ONLYSERVICE の全部を利用することができない状態（以下「利用不能」といいます。）が生じたときであっても、会員は、その利用不能期間中の料金等の支払いを要するものとします。但し、第 17 条第 1 項に基づき運営元が会員に対して賠償義務を負う場合の、当該賠償金額相当額については、この限りではありません。
5. 運営元は、運営元が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、第 8 条および本条第 1 項に定める料金およびその支払方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、運営元のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、会員が本規約第 14 条に従って該当する ONLYSERVICE の解約を申し入れない場合でも、料金およびその支払方法の変更は承認されたものとみなします。

第 10 条（延滞利息）

会員は、ONLYSERVICE の利用料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の運営元が定める日数について年 14. 6% 割合（年あ

たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします）で計算して得た額を延滞利息として、運営元が指定する期日までに支払うものとします。

第 11 条（ONLYSERVICE の停止および失効）

1. 以下の各号の一に該当する場合、運営元は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の ONLYSERVICE の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。
 - ① 会員が第 16 条各項に定める禁止行為を行った場合。
 - ② 会員が ONLYSERVICE に関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
 - ③ 会員が死亡または清算された場合、その他会員が権利能力を失った場合。
 - ④ その他、会員として不適切または ONLYSERVICE の提供に支障があると運営元が合理的に判断した場合。
 - ⑤ その他、会員が本規約等に違反した場合。
2. 第 1 項の規定に従い何れかの ONLYSERVICE の利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した ONLYSERVICE に関連する運営元に対する債務の全額を、運営元の指示する方法で一括支払いするものとします。
3. 第 1 項の規定に従い、会員の ONLYSERVICE 利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われた ONLYSERVICE に関する料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。
4. 運営元は、営業上、技術上などの理由により ONLYSERVICE の全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
 - ① 運営元は、ONLYSERVICE の廃止を行う場合、1 ヶ月前までに会員に廃止の理由を通知することとします。なお、運営元が緊急であると判断し、やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - ② 運営元は、ONLYSERVICE の廃止により、会員または第三者が被った如何なる損害について、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（ONLYSERVICE の提供の制限）

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合運営元の管理する設備もしくはシステムの保守などを定期的に行または緊急に行う場合、あるいは運営元の管理する設備またはシステムの障害、その他やむを得ない事由が生じた場合、運営元は、自らの判断により会員に対する ONLYSERVICE の提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、運営元は、本条の規定により ONLYSERVICE の提供を制限する場合、運営元が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または運営元のホームページ上に掲示するものとします。但し、かかる ONLYSERVICE の提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではありません。
2. 運営元は、本規約等の ONLYSERVICE の提供の制限によって生じた会員の損害につき一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（退会）

会員は、退会希望を書面または電話にて弊社に申し入れ、運営元が受理した日をもって、当該会員を退会することができるとします。

第 14 条（ONLYSERVICE の解約）

1. 会員は、毎月 20 日までに運営元が別途定める手続きを行うことで、Peach Mobile サービスを、当月末日をもって解約できます。

第 15 条（ONLYSERVICE の強制解約）

1. 運営元は、会員の行為が次の項目のいずれかに該当すると判断した場合、事前に催告することなく会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、すでに受領した料金などは払い戻さないこととします。
2. 第 16 条の禁止事項に該当する行為があった場合。
3. 申込み内容に虚偽の記載内容が判明した場合。
4. 本サービスの利用料金の支払いを 2 カ月連続して怠り、運営元より通知したにもかかわらず会員からの意思表示がな目合（ONLYムービー with U-NEXT は除く）。
5. 不正目的で本サービスを利用した場合。
6. 会員において破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立てがあった場合。
7. その他、運営元が会員として不適当と合理的に判断した場合。

第 16 条（禁止事項）

会員は、ONLYSERVICE の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 他の会員、運営元もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権またはその他の権利を害する行為または害をおそれのある行為。
2. 他の会員、運営元もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、それらの者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為。
3. 他の会員、運営元もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又は、そのおそれのある行為。
4. 他の会員もしくは第三者の個人情報情報の譲渡又は譲受にあたる行為、又は、そのおそれのある行為。
5. ID 等を不正な目的をもって使用する行為。
6. コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信、掲載又は使用する行為。
7. 運営元が運営する ONLYSERVICE の運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為。
8. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
9. 第三者になりまして ONLYSERVICE を利用する行為。
10. 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為。
11. 本規約に違反する行為。

第 17 条（損害賠償）

1. 運営元は、ONLYSERVICE を提供すべき場合において、運営元の責に帰すべき事由により、会員に対し ONLYSERVICE を提供できなかったときは、ONLYSERVICE が利用不能にあることを運営元が知った時刻（以下「障害発生時刻」といいます）から起算して、連続して 24 時間以上、利用不能であったときに限り、運営元は、その全く利用できない時間を 24 で除した商（小数点以下の端数を四捨五入するものとします。）に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、会員に対し損害を賠償するものとします。その場合、当該障害発生時刻を含む月に係る月額料金の 30 分の 1 に、利用不能の日数を乗じた額を限度として、会員に現実発生した損害の賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の規定以外の事由により運営元が損害を賠償する場合において、運営元は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害発生の原因となった事故発生時の直前の月における当該会員の ONLYSERVICE の料金等 1 ヶ月相当額を限度として、その損害を賠償するものとします。但し、運営元の故意または重大過失によらずに事業者会員に生じた損害については、運営元はその責を負わないものとします。
3. 前 2 項本文の規定にかかわらず、運営元が運営元の故意または重大過失により、事業者会員以外の会員に生じた損害を賠償する場合においては、当該会員に現実発生した損害のうち通常の損害を賠償するものとします。
4. 会員が、本規約等に定める事項に違反したことにより、運営元が損害を被った場合には、運営元が当該会員の利用料金を退会したか否かに関わらず、当該会員は運営元に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。なお、運営元が、会員と第三者との紛争、その他会員の責に帰すべき事由に起因して費用（弁護士費用、承認費用、証拠収集費用およびその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む）を負担することが想定される場合、運営元は、その費用を現実発生した損害の前払金として、損害の一部としてあらかじめ会員に請求することができるものとします。
5. 前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を会員として登録した場合において、当該個人が本規約等に定める事項に違反したことにより運営元が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。
6. ONLYSERVICE に関する設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信業務に起因して会員が ONLYSERVICE を利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償総額は、運営元がかかる電気通信業務に關し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、運営元は本条第 1 項に準じて会員の損害賠償の請求に応じます。

7. 前項において、損害の対象となる会員が複数ある場合、当該損害を被った全ての会員の損害に対する運営元の賠償すべき限度額は、運営元が受領する損害賠償総額を本条第 1 項より算出された各会員への賠償額で比例配分した額とします。

第 18 条（個人情報の保護）

1. 運営元は、無料案内サービスおよび ONLYSERVICE の提供を通じて会員から取得した個人情報を会員の同意のない限り、無料案内サービスおよび ONLYSERVICE の目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないよう厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。
 - ① 会員本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得ることが困難である場合
 - ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - ④ 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示または提供を求められた場合
 - ⑤ 法令により開示または提供が許容されている場合
2. 個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、会員本人、法定代理人または会員本人が委託した代理人に行うことができます。開示等の請求は、運営元の個人情報保護担当窓口にて受付します。
3. 個人情報に関する問合せ等は、以下となります。

株式会社ベネフィットジャパン個人情報保護管理者
電話番号 06 - 6223 - 9888 HP: <http://www.benefitjapan.co.jp/>
4. 個人情報に関する苦情、解決の申出先は、以下となります。

財団法人日本情報処理開発協会個人情報保護苦情相談室
電話番号 0120 - 700 - 779

第 19 条 (反社会勢力の排除)

1. 会員は、運営元に対して ONLYSERVICE の契約成立日から将来にわたり、会員 (会員が法人の場合には、会員の役職員および出資者 (以下「役職員等」といいます)) が以下の各号に定める者でないことを表明し保証するものとします。

- ① 暴力団
- ② 暴力団の構成員 (準構成員を含む。以下、同様とする)、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 暴力団関係企業または本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
- ④ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの団体の構成員
- ⑤ 前各号に準じるもの

2. 会員は自ら、または第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
- ④ 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて運営元の信用を毀損し、または運営元の業務を妨害する行為
- ⑤ 前各号に準じる行為

3. 運営元は、ONLYSERVICE の利用契約成立後に、会員において第 1 項各号に定める表明および保障事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また会員が前項に定める誓約に違反する事由が判明もしくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに会員としての資格を失効し退会することができるとします。

4. 本条による解除によっては、運営元の会員に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

5. 本条による解除によって会員に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、運営元は何ら責任を負わないものとします。

第 20 条 (免責)

1. 運営元は、ONLYSERVICE の内容、提供および会員が ONLYSERVICE を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行わないものとします。

2. 運営元は、会員が ONLYSERVICE を利用して公開、保存等するデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、ソフトウェア、システム等 (以下「データ等」といいます) について、そのバックアップを行わないものとし、理由の如何を問わずデータ等が滅失または毀損 (改ざんを含みます。以下同じ) した場合に、これを復元する義務を負わないものとします。会員は、自己の費用と責任において、適宜、データ等のバックアップを実施するものとします。

3. 運営元は、ONLYSERVICE の提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、ONLYSERVICE を通じて登録、保存、提供されるデータ等の滅失、毀損もしくは漏えい等、その他 ONLYSERVICE の利用に関連して会員に損害が発生した場合は、運営元の故意または重過失による場合を除き、運営元が別途定める範囲においてのみ責任を負います。但し、運営元は、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。

4. 運営元は、会員が ONLYSERVICE を利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して一切責任を負いません。

第 21 条 (譲渡禁止)

会員は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に譲渡、貸与、または買入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第 22 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 23 条 (合意管轄)

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【お申し込みによる個人情報の取扱いについて】

お客様からお預かりする個人情報に関しては、下記の利用目的に限って利用し、その他目的以外での利用は行いません。お客様のお申込み関連書類に関して、個人情報保護の観点から弊社は責任を持って管理し、ご返却は一切致しません。また、ご契約を辞退されたお客様のお申込み関連書類に関しては弊社が責任をもって機密廃棄を行い、ご返却は一切致しません。

(弊社は、ご本人が容易に知覚できない方法によって個人情報を取得することはございません。)

【利用目的】

弊社サービス契約申込み顧客管理業務の為
他社サービス契約申込み顧客管理業務の為
新サービスご案内の為
弊社が取り扱う他のサービスご案内の為

【提供】

個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することは、原則いたしません。提供先・提供情報内容を特定したうえで、ご本人の同意を得た場合に限り、提供します。ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、ご本人の同意なく個人情報を提供することがあります。

- 1. 法令に基づく場合
- 2. ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

【第三者の範囲】

以下の場合に、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- 1. 弊社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合 (なお、委託先における個人情報の取扱いについては弊社が責任を負います。)
- 2. 弊社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

【個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について】

申込用紙に記入頂く個人情報については、お客様の任意となりますが、ご記入いただけない場合、原則として個人情報取得時に必要となる項目については、契約上不備となり各々のサービスをお受けできない場合があります。

【個人情報開示、訂正、削除請求方法】

個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加又は削除請求は、ご本人、または法定代理人、ご本人が委託した代理人に行うことができます。開示等の請求は、弊社の個人情報保護担当窓口にて受付いたします。

【個人情報の委託について】

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、他の事業者へ個人情報を委託することがあります。この場合には、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。

弊社の委託先：株式会社デジタルハーツ

委託先の住所：東京都新宿区三丁目 20 番 2 号東京オペラシティビル 41 階

【個人情報に関するお問合せ先】

《弊社が対象事業者となっている「認定個人情報保護団体」の名称及び苦情の解決の申し出先》

弊社は、次の認定個人情報保護団体の対象事業者となっております。

【認定個人情報保護団体の名称及び、苦情の解決の申し出先】

認定個人情報保護団体の名称：一般財団法人日本情報経済社会推進協会

苦情の解決の申し出先：個人情報保護苦情相談室

住所：〒 106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号六本木ファーストビル内

電話番号：【電話：0120-116-213 / 0120-700-779】

消費者相談受付時間：9：30 ～ 12:0013:00 ～ 16:30

【取扱事業者】

株式会社ベネフィットジャパン

個人情報保護管理者取締役管理本部長担当部署名：個人情報保護担当

電話：06-6223-9888

URL：http://www.benefitjapan.co.jp

【受付の窓口】

住所：大阪市中央区道修町 1 丁目 5 番 18 号

部署名：管理本部 総務部

担当名：個人情報問い合わせ窓口

電話：06-6223-9888

なお、受付時間は平日の午前 10 時から午後 4 時までとなります。

【個人情報保護管理者について】

1. 個人情報保護管理者

株式会社ベネフィットジャパン 個人情報保護管理者 取締役管理本部長 松下 正則

2. 連絡先

所在地：〒 541-0045 大阪市中央区道修町 1 丁目 5 番 18 号

電話番号：06-6223-9888



【ブロードネットワーク株式会社 カスタマーセンター】

 **099-248-8349**

※お問合わせの際は、番号をよくお確かめください。

年末年始を除く 10：00 ～ 18：00

ブロードネットワーク株式会社 〒892-0847 鹿児島県鹿児島市西千石町 17-27 第2 NADESHIKO BLD 5 階